

子育て世代のニーズを把握する アンケート調査結果をお知らせします

子育て政策課 ☎ (25) 8 1 3 6
 幼児保育課 ☎ (25) 8 0 3 7
 保険年金課 ☎ (25) 8 1 3 7

子育て世代のニーズを把握するため、12月に「子育て・教育にかかるアンケート調査」を行いました。

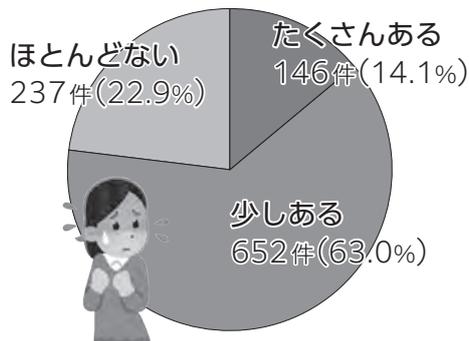
近年、核家族の増加や家族形態の変化によって、地域の子育て環境も多様化しています。

市では、子育て世代の保護者の皆さんの満足度を維持していくため、今回のアンケート調査結果やご意見をもとに安全で質の高い保育を提供し、子育てにかかる経済的負担の軽減や子どもたちの健やかな育ちを支援していきます。

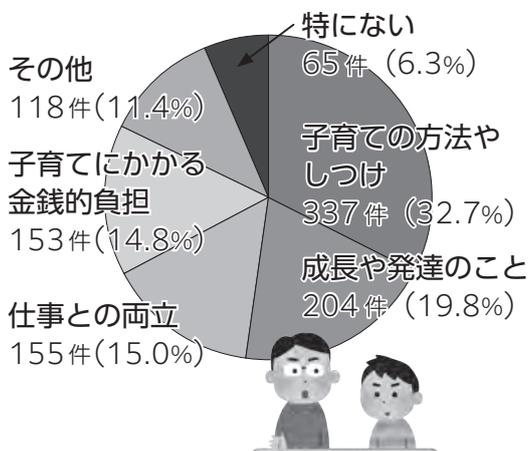


▼不安や悩みについて

問子育てについて不安や悩みがありますか？

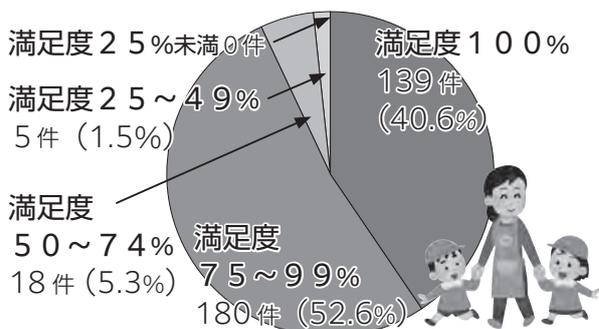


問不安や悩みと感じられることはどのようなことですか？



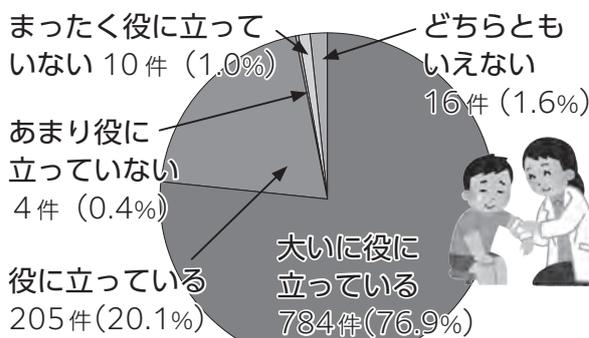
▼公立園に対する満足度

問通園されている保育園・認定こども園の運営について満足度は何%ですか？

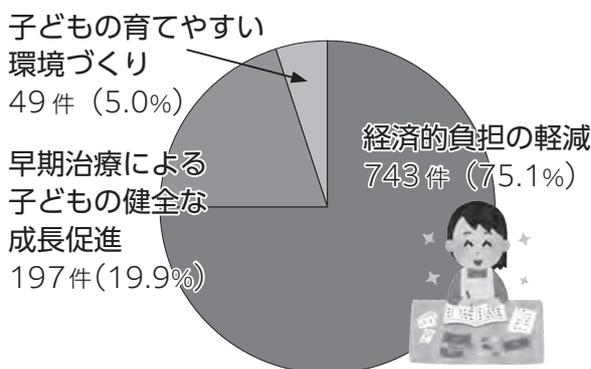


▼子ども医療費助成制度について

問子どもを産み育てられる環境づくりの一環として実施している子ども医療費助成制度は役に立っていますか？



問子ども医療費助成はどのような点で役に立っていますか？



市では、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、公立保育園・認定こども園の運営および小中学生の医療費助成を行っています。

農業用軽油引取税免税証の申請受付

農業に軽油を使用されている方を対象に、次の日程で「軽油引取税免税証」の申請受付を行います。現在の免税軽油制度は、令和6年3月31日(日)までとされています。今年の申請は、この制度が延長されることを前提として受け付けます。

会場	受付日	受付時間
マキノ公民館	3月5日 火	9時30分～14時
安曇川公民館	3月6日 水	9時30分～15時
高島公民館	3月8日 金	9時30分～14時
新旭公民館	3月10日 日	10時～14時
朽木支所	3月11日 月	10時30分～14時
高島合同庁舎	3月12日 火	9時30分～14時
新旭公民館	3月13日 水	9時30分～14時

※上記期間中は、西部県税事務所高島納税課窓口(市役所新館内)では申請できません。

▼交付について

免税軽油制度の法案が可決された場合、免税証の交付を4月以降に行います。法案が可決しない場合は、申請を受け付けていても交付できませんので、あらかじめご了承ください。具体的な交付日程や交付に必要なものは、申請の受付時にご案内します。

申請時に必要なもの

- ①免税軽油使用者証
- ②未使用の免税証(使用予定がない場合)
→免税証返納書の提出が必要です。
- ③免税軽油の引取り等に係る報告書(消費状況を記入)
- ④免税軽油を引き取った際の納品書等(③の報告書に添付)
- ⑤今年耕作される田畑の面積を確認できる書類(昨年のお米共済耕地情報等)

交付時に必要なもの

次に該当する場合は、手数料480円

- 「免税軽油使用者証」の更新手続きが必要な方
- 「免税軽油使用者証書換申請書」の申請手続きが必要な方(機械の変更・追加がある場合等)

ご注意ください!

- ①申請はどこの会場でも手続きできます。できるだけ、この機会に申請をしてください。
- ②会場では、当日に整理券を配布し、時間指定を行いますので、ご了承ください。
- ③この期間を逃した場合は、3月14日(木)以降に西部県税事務所高島納税課窓口で申請してください。
- ④新規申請、共同申請の受付はできません。
- ⑤国税または県税、市税の滞納処分を受け、滞納処分の日から2年を経過しない場合は免税証の交付はできません。(法人の場合は役員に滞納処分を受けた方がいる場合も交付できません。)



問 滋賀県西部県税事務所高島納税課(市役所新館内) ☎(25)8012

小型特殊自動車などもナンバープレートが必要です!

☎ 税務課 ☎(25)8116

小型特殊自動車に該当するフォークリフトや乗用装置のあるコンバイン・トラクター・田植機なども軽自動車税(種別割)の対象となります。

そのため、市に申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。

※公道を走行しない(田畑や工場内でしか使用しない)車両も課税対象となります。
※現在使用していない場合でも、車両を所有していれば課税対象となります。

●小型特殊自動車(農耕作業用)

例:乗用装置のあるコンバイン・トラクター・田植機など

基準	必要な申告
最高速度が35km/h未満	小型特殊自動車 軽自動車税(種別割)
最高速度が35km/h以上	大型特殊自動車 固定資産税(償却資産)

※車両の大きさ・排気量の制限はありません。

●小型特殊自動車(その他)

例:フォークリフトなど

基準	必要な申告
①長さ4.7m以下	小型特殊自動車 軽自動車税(種別割)
②幅 1.7m以下	
③高さ2.8m以下	
④最高速度 15km/h以下	大型特殊自動車 固定資産税(償却資産)
上記①～④の要件を一つでも超えるもの	

手続きには、申告書と本人確認書類(届出者)^{*1}のほか次の書類等が必要です。

	添付書類等
購入	販売証明書
譲受	譲渡証明書 ^{*2} 、廃車証明書

※1 本人確認書類(届出者)…マイナンバーカード・運転免許証等

※2 売買や譲渡で所有者が変わった場合に、いつ、誰に譲渡が行われたかを証明する書面です。

車台番号が分からない場合は、手続きができませんのでご注意ください。



お済みですか?

軽自動車やバイクなどの取得・廃車や名義変更手続き

☎ 税務課 ☎(25)8116

軽自動車税(種別割)は、軽四自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年4月1日を基準日として課税されます。

軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届け出が必要です。

また、トラクターやコンバインなど農耕作業車両などの買い替えの場合も廃車・登録の変更手続きが必要です。

- ▼取得した場合 … 15日以内
- ▼廃車した場合 … 30日以内

●原動機付自転車(125cc以下)

小型特殊自動車(コンバイン・トラクター・フォークリフト等)

登録・廃車の手続きには、申告書と本人確認書類(届出者)^{*1}のほか次の書類等が必要です。

	添付書類等	受付場所
購入	販売証明書	税務課 ☎(25)8116 または 各支所窓口
譲受	譲渡証明書 ^{*2} 、廃車証明書	
廃車・譲渡	ナンバープレート	
上記届出を代理人がする場合	上記に加え委任状 ^{*3}	

※1 本人確認書類(届出者)…マイナンバーカード・運転免許証等

※2 売買や譲渡で所有者が変わった場合に、いつ、誰に譲渡が行われたかを証明する書面です。

※3 販売事業者の方が代理人となる場合、届出者欄に法人印の押印があれば、委任状の省略が可能です。

●その他の車種 下記へお問い合わせください。

車種	受付場所
軽二輪(125cc超～250cc以下)	滋賀運輸支局 守山市木浜町 2298-5 ☎050(5540)2064
小型二輪(250cc超)	
軽三輪	軽自動車検査協会 守山市木浜町 2298-3 ☎050(3816)1843
軽四輪	

★軽自動車税(種別割)の納付期限は5月31日(金)です。

★減免申請は、4月上旬からの受け付けを予定しています。

市役所窓口を休日開庁します

市民課



引越など住所変更が集中する年度末と年度当初の窓口混雑緩和や、平日に来庁できない方が便利に窓口を利用できるように、窓口の休日開庁を行います。

業務内容

証明書の交付、住所変更、戸籍届書の受付、マイナンバーカードの申請・受取（予約制）、住所変更に伴う国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・福祉医療・児童手当の各種手続きなど
 ※証明書は、電子システムで交付できるものに限ります。
 ※戸籍届書の受け付けは、住所や本籍が市外の場合は、お預かりのみとなります。

日時
 3月31日(日)
 4月7日(日)
 両日とも

8時30分～17時15分

場所

市民課（新館1階）



市民課 ☎(25) 8018

※関係機関に確認が必要な手続きや他市町村とデータ通信が必要な手続きは、お取り扱いできない場合があります。
 ▼マイナンバーカードの申請・受取は、予約制とします。3日前までに電話で予約をしてください。
 ※持ち物：交付通知書兼照会書（交付希望者）、通知カード、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

訪問看護サービスってなに？



訪問看護ステーションは、住み慣れた自宅で療養生活が送れるように、医師や医療専門職、ケアマネジャーと連携し、訪問看護サービスを提供します。看護ケアを提供することで患者の療養生活をサポートするとともに、自立を目指した支援も行っています。

断すれば、年齢を問わず利用できません。
 介護保険の場合は、市役所の窓口で要介護認定申請を行い、認定後ケアマネジャーが作成するケアプランに訪問看護サービスが組み込まれて、サービスが開始する仕組みになっています。
 まずは、お気軽にお電話ください。



訪問看護の支援中、元気や勇気がでるお声掛けも多く、その言葉は看護師たちの活力になっています



高島市訪問看護ステーション ☎(36) 8111

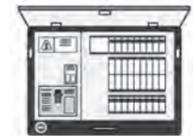
3月1日(金)～7日(木) 春の火災予防運動を行います！

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』
 (令和5年度全国統一防火標語)

「令和6年能登半島地震」では、地震の際、大規模な延焼火災が発生しました。もう一度、身の回りを確認し、地震火災を防ぎましょう。

地震火災を防ぐポイント

- ①事前の対策
 - ▼感震ブレーカーを設置しましょう
 - ▼ストープ等の暖房器具の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう
- ②地震直後の行動
 - ▼停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう
 - ▼避難するときはブレーカーを落としましょう
- ③地震発生からしばらくして
 - ▼電気器具等の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう
- ④日頃からの対策
 - ▼防災訓練への参加や、発災時の避難方法などを確認し、家族や地域で災害に備えましょう



通電火災に注意！



消防本部予防課 ☎(22) 5403

農地の賃借料情報

農業委員会事務局 ☎(25) 8513

農地の賃借料を決定する際の目安として、令和5年中に締結（公告）された賃貸借における賃借料を集計しましたので、賃借料設定の参考にご活用ください。

なお、「農地の賃借料情報」に拘束力はありません。

農地の状況などに合わせて、貸し手と借り手の両者でよく話し合い、設定してください。



1反当たりの賃借料 (100円未満四捨五入)

地域	平均 (円/年)	最高 (円/年)	最低 (円/年)	データ数 (件)
マキノ	5,700	8,900	2,400	121
今津	5,100	8,000	2,000	218
朽木	10,000	10,000	10,000	3
安曇川	6,900	10,000	2,500	63
高島	7,300	12,400	4,800	73
新旭	8,200	10,000	3,500	65
市内全域	6,100	12,400	2,000	543

1反当たりの物納（玄米）量 (1kg未満四捨五入)

地域	平均 (kg/年)	最高 (kg/年)	最低 (kg/年)	データ数 (件)
マキノ	31	48	30	57
今津	32	45	26	22
朽木	-	-	-	0
安曇川	43	60	15	88
高島	49	60	30	30
新旭	50	60	30	68
市内全域	42	60	15	265

※データ数は、集計に用いた筆数です。
 ※畑については、事例が少ないためデータには含まれていません。